

推進工事に係るセーフティ・アセスメントについて

62. 9. 7 基発第 528 号

建設業における労働災害の防止については、従来から労働安全衛生行政の重点として諸般の施策の推進に努めてきたところである。これら施策の一環として、工事の危険性を事業者自らが事前に安全衛生面から評価し、その対策を検討することにより、施工段階における安全衛生を確保する手法を開発するため建設業労働災害防止協会に対し推進工事における事前評価の手法等についての検討を委嘱していたが、今般、同協会が設置した「推進工事セーフティ・アセスメント検討委員会」（委員長 前郁夫労働省産業安全研究所長）からその検討結果が報告され、本省においてはこの検討結果に基づき、別添 1 のとおり「推進工事に係るセーフティ・アセスメントに関する指針」としてとりまとめたところである。

については、関係事業者の本指針が徹底され、推進工事において実効あるセーフティ・アセスメントが実施されるよう指導するとともに、労働安全衛生法第 88 条第 4 項に基づく計画の届出を審査する際等にも活用されたい。

なお、本指針は事業者自らが施工中の安全性等をより高めるために、施工計画の検討を行う際に用いられる基準として作成されたものであり、推進工事の施工中における安全衛生対策の基準とは異なることに留意されたい。

また、別添 2 のとおり、関係団体に対し、本指針の普及徹底を図るよう要請したので了知されたい。

別添 2

基発第 5 2 8 号の 2

昭和 6 2 年 9 月 7 日

(社)全国建設業協会
(社)日本土木工業会
(社)日本建設業団体連合会
建設業労働災害防止協会
全国圧気工業協会
日本推進工法協会
(社)日本道路建設業協会
(社)日本電力建設業協会
(社)日本鉄道建設業協会
(社)日本下水道建設業協会

あて

労働省労働基準局長

推進工事に係るセーフティ・アセスメントについて

建設業における労働災害の防止につきましては、平素から格段の御協力を賜り感謝申し上げます。

さて今般、労働省では、推進工事の施工中の安全性をより高めるため、別添 1 のとおり「推進工事に係るセーフティ・アセスメントに関する指針」を定めました。

つきましては、貴会におかれましても、本指針の趣旨を十分理解され、会員各位への本指針の普及徹底が図られるようよろしくお願いいたします。